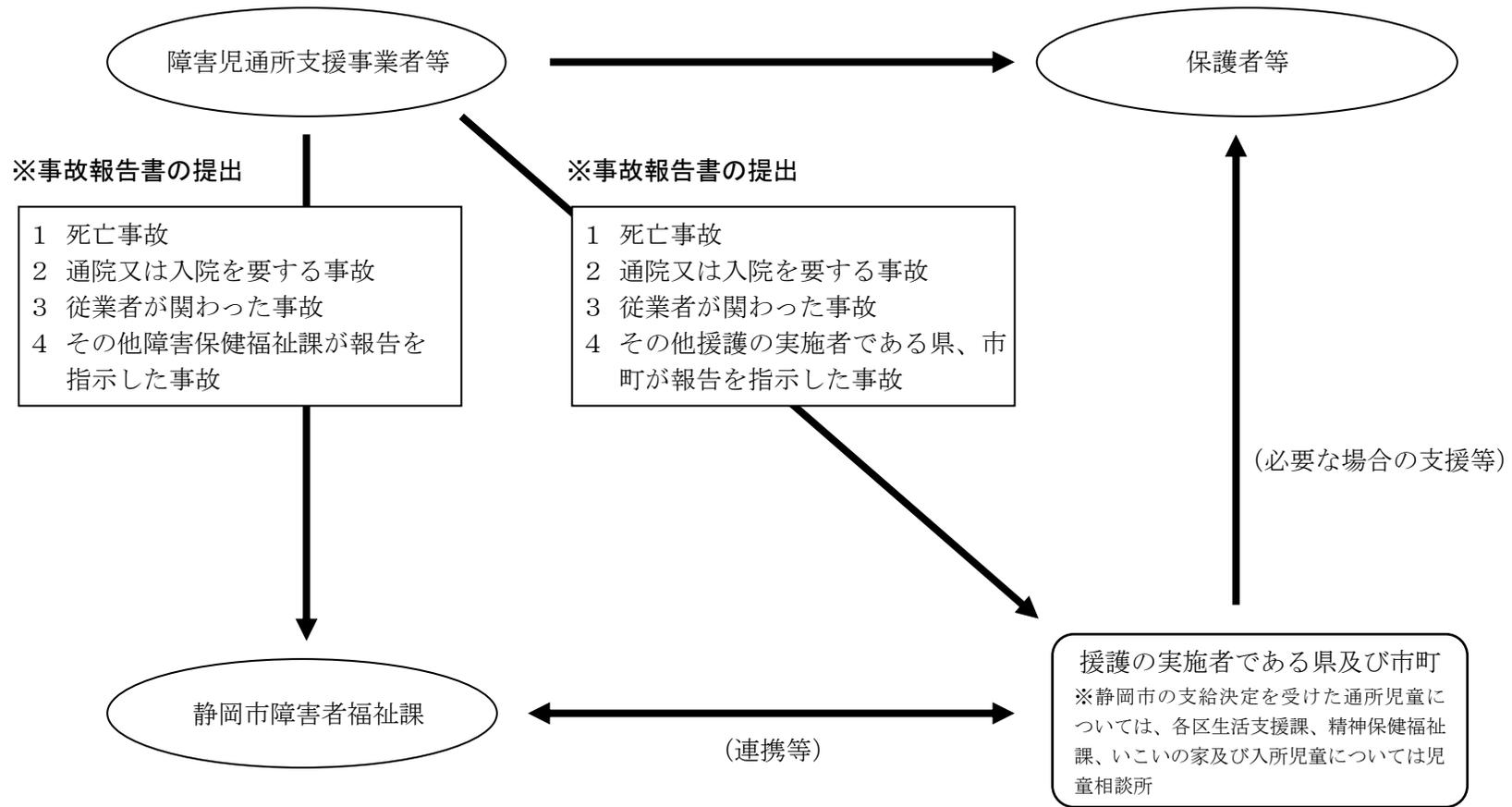


障害児通所支援等の提供に係る事故報告手順（例）



* (参考) 障害児通所支援事業者等指定基準
(事故発生時の対応)
第 52 条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県（※指定権者である政令市に読替え）、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。